

衆議院内閣委員会ニュース

【第198回国会】平成31年3月20日（水）、第7回の委員会が開かれました。

1 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

- ・宮腰国務大臣、中村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者）岡本あき子君（立憲）、大島敦君（国民）、森田俊和君（国民）、山井和則君（国民）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

岡本あき子君（立憲）

- （1） 今般の無償化措置の財源として消費税率引上げ分を充当する以上、利用者の所得階層等の特性に応じ、優先順位を付けて負担軽減額を決める必要性
- （2） 幼児教育・保育の無償化よりも優先して待機児童解消のための受皿整備や質の確保に取り組む必要性
- （3） 私立幼稚園の利用料
 - ア 高等学校等就学支援金制度が実施された際の私立高校授業料の推移及びその適正性
 - イ 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う私立幼稚園利用料及びその質の動向についてチェックを行う必要性
- （4） 本法律案に5年間の経過措置を設けず、指導監督基準を満たした認可外保育施設のみを無償化措置の対象とする必要性
- （5） 待機児童解消のための受皿の整備、質の確保、幼児教育・保育の無償化と段階的に進めていくべきとの意見に対する宮腰国務大臣の見解

大島敦君（国民）

- （1） 子ども・子育て支援新制度
 - ア 制度に対する評価
 - イ 同制度施行後の私学の幼稚園から認定こども園等への移行状況
 - ウ 私学の幼稚園から認定こども園等への移行のパターンの確認及び移行の地域的傾向
 - エ 人口を地域の力として維持していく観点からの幼児教育・保育の確保の必要性
- （2） 幼児教育・保育の無償化と税
 - ア 幼児教育・保育の無償化と税について表裏一体で議論すべきとの意見に対する宮腰国務大臣の所見
 - イ 幼児教育・保育の無償化を「新しい経済政策パッケージ」に入れることとした思想
 - ウ 全世代型社会保障の中で税の問題をどう捉えているのかの確認
 - エ 給付と負担の哲学についての宮腰国務大臣の所見
- （3） 幼児教育・保育における給食費の負担
 - ア 給食費の負担についての考え方
 - イ 3歳から5歳児に対する食材料費の無償化の議論の必要性

森田俊和君（国民）

- （1） 保育士体験
 - ア 国として保育士体験を推進する必要性

- イ 国家公務員が保育士体験をする必要性
- ウ 保育士体験を含む国家公務員の研修等において国家公務員OB・OGを積極的に活用する必要性
- エ 学校の授業や職業体験として児童生徒が乳幼児と触れ合う機会の重要性
- (2) 保育士の養成
 - ア 保育士を更に増やす考えの有無
 - イ 資格取得の過程において実地研修を増やす必要性
 - ウ 保育士養成施設の教員に保育士体験をさせる取組の必要性
- (3) 保育園における虐待
 - ア 現状についての認識
 - イ 保育士として望ましくない人材を排除する仕組みの有無
 - ウ 保育の質の確保についての宮腰国務大臣の決意

山井和則君（国民）

幼児教育・保育の無償化

- ア 保育需要が高まり待機児童が増えることとなるという認識の確認
- イ 所得制限を設け、子供の貧困対策及び保育士の処遇改善に予算を振り向ける必要性
- ウ 保育士の処遇を更に改善する必要性
- エ 無償化となる保育料から食材料費を除外することにより自己負担増となる者及び自治体数の把握の有無並びに無償化後における自治体に対する実態調査及び指導の必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) 消費税増税と本法律案との関係
 - ア 大学等就学支援法案の附則に設けている消費税増税に関する規定を本法律案において設けていない理由
 - イ 消費税の逆進性についての認識
 - ウ 住民税非課税の一人親世帯にとっては保育料の軽減策はなく消費税増税の負担のみがのしかかるのではないかと懸念
 - エ 無償化の財源として消費税増税分の一部を充当することの検討を開始した時期
 - オ 政府内における無償化の財源として消費税増税分の一部を充当することの検討の有無
- (2) 認可外保育施設等における質の確保
 - ア 保育士が一人もいないような施設が無償化の対象となるか否かの確認
 - イ 子供の安全及び保育の質の確保のための方策
 - ウ 年1回以上行うこととされている立入調査の実施状況
 - エ ベビーシッターに対する立入調査の実施状況
 - オ 立入調査の対象とされる施設の現状における数及び今般の無償化措置に伴い増加が見込まれる数
 - カ 立入調査の対象施設の増加を踏まえてこれらに対する指導監督体制を抜本的に強化する必要性
 - キ 巡回支援指導員の年度別の予算上の配置人数及び実績
 - ク 巡回支援指導員に係る法令上の根拠の有無
 - ケ 巡回支援指導員に対して法令上の権限を付与していないことの妥当性
 - コ 立入調査と巡回指導のそれぞれにおける指導助言項目の数
 - サ 立入調査と巡回支援指導員の非代替性
 - シ 予告なしの立入調査の必要性
 - ス 国として指導監督体制を強化する必要性
 - セ 今般の無償化措置と併せて指導監督体制の強化のために地方財政措置を拡充する必要性

(3) 企業主導型保育事業における質の確保

- ア 児童福祉法に基づく施設監査、子ども・子育て支援法に基づく指導監査並びに企業主導型保育施設に対する指導監査の差異
- イ 本法律案による改正に伴う指導監査対象の変更の有無
- ウ 認可外保育施設等に対して業務管理体制検査を行わないこととしている理由
- エ 認可外保育施設等を運営する法人に対して業務管理体制検査を行う必要性
- オ 企業主導型保育施設が子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査の対象とならない理由
- カ 市町村の関与の重要性に鑑みて企業主導型保育施設を法令上の根拠がある確認指導監査の対象とする必要性
- キ 企業主導型保育施設の認可保育施設化を目指すか否かの確認
- ク 認可保育施設と同等の運営費及び整備費を補助する企業主導型保育施設においても認可保育施設と同等の基準を設ける必要性
- ケ 企業主導型保育施設に入所している児童の数
- コ 柔軟な対応が可能とされる企業主導型保育施設において安全性を確保するために認可保育施設と同等の基準を設ける必要性

浦野靖人君（維新）

- (1) 意図的に認可外に留まりたい保育施設への対応
- (2) 保育施設に対する指導監査
 - ア 今後保育施設が増加する中での指導監査体制の在り方
 - イ 保育施設が自主的に行う第三者評価を監査に利用することの可否
 - ウ 企業主導型保育事業における監査の在り方
- (3) 保育士の子どもに関する保育園の優先入所について地方自治体に厳しく指導する必要性
- (4) 保育士宿舍借上げ支援事業に関する周知の在り方を改める必要性
- (5) 子育て支援に関して厚生労働省が行った税制改正要望
 - ア 子育てに関する税制上の支援に向けて厚生労働省が行っている取組の現状
 - イ 内閣府が当該税制改正要望を支援する必要性